

熊谷市ホームページリニューアル及び保守サポート業務委託
公募型プロポーザル競争実施要領

令和7年8月

1 目的

本要領は、熊谷市ホームページリニューアル及び保守サポート業務委託を実施するに当たり、当該業務等の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「優先交渉権者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル競争の必要な事項を定める。

2 業務等概要

(1) 名称

熊谷市ホームページリニューアル及び保守サポート業務委託

(2) 目的

本業務は、熊谷市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）の再構築及び再構築後の市ホームページの適正な運用を行うことにより、別紙「熊谷市ホームページリニューアル及び保守サポート業務委託仕様書」に記載した課題を解決するとともに、市ホームページの見やすさ向上や本市職員の業務効率化を図ることを目的とする。

(3) 内容

別紙「熊谷市ホームページリニューアル及び保守サポート業務委託仕様書」のとおりとする。

(4) 期間

ア システム構築業務期間：契約締結日から令和8年11月30日

イ システム保守・運用期間：令和8年12月1日から令和13年11月30日

3 提案上限価格

本システムの構築に係る費用及び5年間の保守運用管理に係る費用の合計は66,000,000円とする。（消費税及び地方消費税の額を含む）

4 実施形式

公募型プロポーザル競争方式

5 参加資格

プロポーザル競争に参加できる者（提案者となろうとする者）は、公告から優先交渉権者の選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 熊谷市物品等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成18年規則第82号）に基づく資格者名簿に登載されていること。

- (2) 熊谷市物品の買入れ等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成19年訓令第50号）による措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 契約の相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 上記(1)の規定にかかわらず、資格者名簿の未登載の者に対しては、次に掲げる書類の提出による審査を行い、適当と認められるときは、当該プロポーザル競争に参加させることができる。
- ア 概要書（様式1-1）
- イ 使用印鑑届（様式1-2）
- ウ 履歴事項全部証明書
- エ 財務諸表
- オ 直近年度の法人市民税（市内業者の場合）、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

- (7) 本市の人口規模と同等または、それ以上の市の公式ホームページで、CMS運用実績があること。(令和7年4月1日現在稼働中であること)

6 日程 (予定)

令和7年

8月28日(木)	公募及び参加申込開始
9月5日(金)	質問締切
9月12日(金)	質問回答予定
9月24日(水)	参加申込締切
10月1日(水)	一次審査結果通知
11月5日(水)	二次審査(プレゼンテーション)
11月中旬	選定結果通知

7 参加申込手続

(1) 提出書類

プロポーザル競争に参加を希望する者は、提出期限までに次の書類を提出すること。

なお、下記コについては、提出内容の検討に当たり、必要な者のみ提出とすること。

ア 参加申込書(様式2)	1部
イ 機密保持確認書(様式3)	1部
ウ 会社概要整理表(様式4-1)	1部
エ 業務実施体制図(様式4-2)	1部
オ 業務実績調書(様式4-3)	1部
カ 業務従事者一覧(様式4-4)	1部
キ 業務協力予定書(様式4-5)	1部

一部再委託を前提とする場合に提出すること。

ク 企画提案書(様式5(表紙のみ))	1部
--------------------	----

(ア) A4用紙で文字サイズを原則12ポイントとすること。ただし、図表等についてA3用紙を用いることも可とするが、その際はA4版に折り込むこと。

(イ) 説明を要せずとも理解できる内容とすること。

(ウ) 専門用語や略語等を用いる場合には、説明書きを加えること。

(エ) 記載に当たり、イラストや写真等を用いることも可とする。

(オ) 各ページにページ番号を記述すること。

(カ) 50ページ(表紙などを含む。)を上限とすること。

- ケ CMS等機能要件チェックシート（様式6） 1部
- コ Google Analytics4へのアクセス権限付与依頼書（様式7） 1部

(2) 提出期限

令和7年9月24日（水）正午まで

(3) 提出先

〒360-8601

埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1

熊谷市役所 市長公室広報広聴課 宛

メールアドレス Kohokocho【アットマーク】city.kumagaya.lg.jp

※【アットマーク】は@に置き換えてください。

(4) 提出方法

ア 紙資料を持参又は郵送により提出すること。

イ 郵送の場合は必着とし、配達記録郵便その他受取日時及び配達されたことが証明できる方法による。なお、郵便事故等について市は一切の責任を負わないものとする。

ウ 提出内容と同じ内容をデータにてメールで提出すること。

エ 持参による提出の場合は、土・日・祝日等の休日を除く、午前9時から午後5時までとする。（提出期限の日は正午までとする。）

オ 参加申込時には、書類を受領するのみとし、説明・質問等は受け付けないこととする。

8 質問方法及び回答

(1) 質問方法

質問がある場合は、「様式9_質問書」に質問事項を記載し、電子メールに添付して提出すること。また、電子メール送信後に、必ず電話にて電子メール到着の確認を行うこと。電話又は口頭による質問は受け付けない。

なお、質問の内容によって本プロポーザルに公平性を保てないと判断された場合は回答を行わないことがある。

(2) 質問期限

令和7年9月5日（金）17時

(3) 提出先

広報広聴課

メールアドレス Kohokocho【アットマーク】city.kumagaya.lg.jp

※【アットマーク】は@に置き換えてください。

- (4) 回答方法
質問及び回答については市ホームページに公開する。
- (5) 回答期限
令和7年9月12日（金）

9 審査概要

書類審査による一次審査と、プレゼンテーション審査による二次審査を行う。

- (1) 審査方法及び採点
一次審査・二次審査ともに別紙「熊谷市ホームページリニューアル及び保守サポート業務委託公募型プロポーザル競争評価基準書」のとおりとする。
- (2) 一次審査結果通知
令和7年10月1日（水）までに参加者全員に電子メールで通知する。

10 プレゼンテーション審査（二次審査）

- (1) 提出書類
二次審査対象となった者は、提出期限までに次の書類を提出する。
なお、下記ア及びイについては、参加申込時に提出したものと同一ものを提出すること。
 - ア 企画提案書（様式5） 6部
 - イ CMS等機能要件チェックシート（様式6） 6部
 - ウ 提案価格書及び内訳書（様式8） 6部
- (2) 提出期限
令和7年10月21日（火）正午まで
- (3) 提出先
〒360-8601
埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1
熊谷市役所 市長公室広報広聴課 宛
- (4) 提出方法
 - ア 紙資料を持参又は郵送により提出すること。
 - イ 郵送の場合は必着とし、配達記録郵便その他受取日時及び配達されたことが証明できる方法による。なお、郵便事故等について市は一切の責任を負わないものとする。
 - ウ 持参による提出の場合は、土・日・祝日等の休日を除く、午前9時から午後5時までとする。（提出期限の日は正午までとする。）
 - エ 提出時には、書類を受領するのみとし、説明・質問等は受け付けないこととする。

- (5) 実施日 令和7年11月5日(水)
- (6) 実施場所 熊谷市役所本庁舎3階 会議室303
- (7) 持ち時間 各者60分以内
(準備・撤収10分、説明40分以内、審査委員からの質疑応答10分以内)
- (8) 内容
 - ア 企画提案書の内容についてプレゼンテーションを実施する。
 - イ 審査委員が行う質問に回答する。

1.1 選定結果

- (1) 通知方法
二次審査参加者に対して文書により通知する。
- (2) 通知時期
令和7年11月中旬
- (3) 選定結果の公表
選定過程の透明性を確保するため、次の事項を市ホームページにおいて公表する。
 - ア 優先交渉権者の名称
 - イ 二次審査全参加者の名称 ※申込順
 - ウ 優先交渉権者の評価点
 - エ 優先交渉権者の選定理由
 - オ 熊谷市ホームページリニューアル及び保守サポート業務委託プロポーザル審査委員の氏名及び選任理由

1.2 契約

選定後、優先交渉権者と本市との間で業務内容について協議し、構築を進めるための仕様の調整を行い、仕様を確定する。

優先交渉権者は、仕様の調整で確定した仕様書に基づき、構築を進めるための正式な見積書を提出し、本市との合意後、次のとおり契約事務を進める。

ただし、仕様の調整及び正式な見積書において双方合意に至らない場合は、次点交渉権者と仕様の調整を行い、これを相手方として構築を進めることもある。

- (1) 契約の締結
以下のいずれかの方法により契約を締結する。
 - ア 本システムの構築費用及び5年間の保守運用費用を、合算した金額を60か月で割った金額を月々支払う。

イ 別途入札によりリース事業者を決定し、構築費用に関して、60か月のリース契約（長期継続契約）を締結する。そのため、優先交渉権者に支払われる構築費用は、リース事業者を通しての一括払いとなる。

また、5年間の保守運用費用は、別途優先交渉権者と随意契約（長期継続契約）に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約を締結し、60か月に渡ってその費用を支払う。

1.3 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 提出後の追加、修正及び削除は認めない。
- (3) 提出された企画提案書は、参加者の許可なくプロポーザル競争に係る事務以外には利用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、熊谷市情報公開条例（平成17年条例第10号）に基づき取り扱うものとする。
- (4) 提出された企画提案書は、プロポーザル競争に係る事務に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- (5) 市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることができる。
- (6) 企画提案書の提出は、1者1案とする。

1.4 その他

- (1) 言語及び通貨単位
手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 費用負担
書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費は全て提出者の負担とする。また、やむを得ない理由によりプロポーザル競争を中止する場合、プロポーザル競争に要した費用については市に請求できないものとする。
- (3) 参加辞退の場合
参加申込後、都合により参加を辞退する場合は、参加を辞退する旨を記載した書面（様式は任意とする。）を、速やかに担当部局あてに提出するものとする。
- (4) 失格事項
次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。
 - ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 会社更生法等の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

- エ 審査の公平性を害する行為があった場合
 - オ 二次審査（プレゼンテーション審査）を欠席した場合
 - カ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- (5) 著作権等の権利

提出書類の著作権等の取扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。なお提出書類は、企画提案選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(6) 遵守事項

本市から得た資料等、及び質疑応答などを含め得た情報等を、他に流用・提供等することを固く禁ずるとともに、第三者等への情報漏洩が行われないこと。

失格となった参加者、提案を辞退した参加者、また、審査の結果、本市との契約に至らなかった参加者は、本市から得た資料等を速やかに確実な方法で処分すること。

1.5 問合せ先

熊谷市市長公室広報広聴課

住 所：〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1

電 話：048-524-1156

FAX：048-520-2870

E-mail：kohokocho【アットマーク】city.kumagaya.lg.jp

※【アットマーク】部分は「@」に置き換えてください。